

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

6

◇ 規 則

- 北九州市高圧ガス保安法施行細則【消防局予防部規制課】

12

- 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【企画調整局政策部企画課】

14

- 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

19

- 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

27

- 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】

34

- 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

35

◇ 告 示

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

39

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【技術監理局契約部契約課】

41

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】

51

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の当選【小倉北区選挙管理委員会事務局】 6 0
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉北区選挙管理委員会事務局】 6 1
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の当選【小倉南区選挙管理委員会事務局】 6 2
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉南区選挙管理委員会事務局】 6 3
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の当選【八幡東区選挙管理委員会事務局】 6 4
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡東区選挙管理委員会事務局】 6 5
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の当選【八幡西区選挙管理委員会事務局】 6 6
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡西区選挙管理委員会事務局】 6 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。
主な改正内容は、次のとおりです。

1 法人市民税

法人市民税法人税割の税率を決定する際に、外国子会社合算税制の見直しに伴う税額控除に係る規定を設けることにしました。

2 固定資産税

3年に1度行われる固定資産の価格の見直しに伴い、宅地等に係る負担調整措置を継続するとともに、価格を見直す年度以外の年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市高圧ガス保安法施行細則

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、高圧ガスの保安事務に関し必要事項を定めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、適正な業務の確保を図るための体制の整備等に係る規定の整備を行うことにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

- 1 身体障害者福祉措置に要する費用に係る本人等からの徴収額の決定に当たり、基準となる所得税年額の計算において適用を除外する規定を追加することにした。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。
この規則は、1については平成30年3月31日から、2については同年4月1日から施行することにした。

◇北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

- 1 知的障害者福祉措置に要する費用に係る本人等からの徴収額の決定に当たり、基準となる所得税年額の計算において適用を除外する規定を追加することにした。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。
この規則は、1については平成30年3月31日から、2については同年4月1日から施行することにした。

◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市民税所得割課税額1円以上77,100円以下の世帯の利用者負担額を4,000円引き下げることにした。
- この規則は、平成30年4月1日から施行することにした。

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉措置に要する費用に係る扶養義務者等からの徴収額の決定に当たり、基準となる所得税年額の計算において適用を除外する規定を追加することにしました。
- 2 障害児通所支援の措置に係る徴収額について多子軽減を行うことにしました。
- 3 児童福祉法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、1及び2については平成30年3月31日から、3については同年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第39条第2項」を「第39条第4項」に改める。

第39条第7項中「第40条の2第2項」を「第40条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受けるときには、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受けるときには、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第40条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第

1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第40条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は同条第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が次条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第40条の2に次の2項を加える。

5 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第40条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 前条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は同条第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第40条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）」から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

付則第5条の2第1項中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改め、同条第2項中「第40条の2条」を「第40条の2第1項及び第4項」に、「

同条」を「これら」に改める。

付則第5条の2の2第1項中「第40条の2」を「第40条の2第1項及び第4項」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第9条の2第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、同条第15項中「法附則第15条の8第4項の規定により読み替えられた法附則第15条の6第2項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第14項とする。

付則第9条の3第3項各号列記以外の部分中「第15条の8第3項」を「第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「第12条第17項」を「第12条第8項」に改め、同条第4項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「第15条の8第5項」を「第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「第12条第24項」を「第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「第12条第30項各号」を「第12条第21項各号」に改め、同項第6号中「第12条第31項」を「第12条第22項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「第7条第11項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「第7条第12項各号」を「第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第12条第26項」を「第12条第17項」に改める。

付則第9条の3の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の

移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が令第12条の2に規定する特別特定建築物のいずれに該当するか の別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第10条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第5号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第10条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第11条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27

年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第15条の2第6号を削り、同条中第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

付則第15条の5第1項中「又は指定特定事業法人」を削り、同項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

付則第16条の2第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第18条の見出し及び同条各項並びに付則第19条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第19条の4の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第20条中「第39項若しくは第42項」を「第39項、第42項、第44項若しくは第45項」に改める。

付則第27条第3項第3号中「第15条の8第3項、第4項又は第5項」を「第15条の8第1項、第2項又は第3項」に改め、同条第7項第2号中「第15条の8第3項又は第5項」を「第15条の8第1項又は第3項」に改め、同項第3号中「第15条の8第3項、第4項又は第5項」を「第15条の8第1項、第2項又は第3項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、付則第15条の2第6号を削り、同条中第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる改正規定及び付則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第40条の2

第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市高圧ガス保安法施行細則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市高圧ガス保安法施行細則

(趣旨)

第1条 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の施行については、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(充填場所の届出等)

第2条 一般則第8条第2項第1号りただし書、第8条の2第2項第2号へ及び第12条第2項第6号ただし書に規定する届出は、高圧ガス充填場所届を提出して行わなければならない。

2 前項の高圧ガス充填場所届を提出した者が、当該届出に係る高圧ガス充填場所を廃止したときは、遅滞なく、高圧ガス充填場所廃止届を市長に提出しなければならない。

(容器再検査の申請)

第3条 法第49条第1項に規定する容器再検査を受けようとする者は、容器再検査申請書により市長に申請しなければならない。

(附属品再検査の申請)

第4条 法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けようとする者は、附属品再検査申請書により市長に申請しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第5条 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、氏名若しくは名称、住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地又は代表者の氏名を変更したときは、遅滞なく、高圧ガス製造許可等記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

(許可申請等の取下げ)

第6条 法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則、国際容器則及びこの規則の規定による申請等を取り下げるときは、高圧ガス許可申請等取下書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第7条 法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則、国際容器則及びこの規則の規定により市長に提出することとされている申請書、届出書及び報告書(これらにそれぞれ添付することとされている書類等を含む。)は、別に定めるものを除き、2部提出しなければならない。

(帳票の様式)

第8条 この規則に定める申請書、届出書等の様式は、別に消防局長が定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に消防局長が定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成17年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第1条中「法」という。）の次に「第13条第4項及び第6項第2号、」を加え、「、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項並びに」を「、第34条、第35条第1項、第40条第6項、」に改め、「第46条」の次に「、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項」を加え、「第30条並びに」を「第35条並びに」に、「北九州市地方独立行政法人」を「公立大学法人北九州市立大学」に改める。

第6条から第8条までを削り、第5条を第7条とする。

第4条第2号中「（公立大学法人に限る。）」を削り、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この条において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

（1） 法人の役員及び職員

（2） 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することがで

きなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

第9条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

- キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項

第10条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第22条を第26条とする。

第21条各号列記以外の部分中「公立大学法人」を「法人」に改め、同条を第25条とする。

第20条第1項各号列記以外の部分中「公立大学法人」を「法人」に改め、同条を第24条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「公立大学法人」を「法人」に改め、同条を第23条とする。

第18条第1項各号列記以外の部分中「公立大学法人」を「法人」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務実績等報告書)

第22条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果（この条において「業務の実績等」という。）を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績等を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書及び中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第17条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施

行の日以後のものに限る。次項において同じ。)として次に掲げるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 北九州市立大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行っている場合における同項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第2項中「損益計算書」の次に「その他市長が必要と認める事項を記載した書類」を加え、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第11条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- (1) 法人の役員(監事を除く。)及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「費用の徴収額は、法第18条第1項の措置（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。））第5条第2項から第4項まで、第8項又は第9項に規定する障害福祉サービスに係る措置に限る。）」を「法第18条第1項又は第2項の規定による措置」に、「法第18条第1項若しくは第2項」を「同条第1項若しくは第2項」に、「又は支援法」を「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）」に、「にあつては別表第1に、法第18条第1項の措置（支援法第5条第7項又は第12項から第15項までに規定する障害福祉サービスに係る措置に限る。）に係る被措置者（以下「通所等被措置者」という。）又は法第18条第2項の措置に係る被措置者（以下「入所等被措置者」という。）にあつては別表第2に、通所等被措置者の扶養義務者又は入所等被措置者の扶養義務者にあつては別表第3に掲げるそれぞれの階層区分ごとに定める金額」を「から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 支援法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）の措置を受け、かつ、同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）若しくは同条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）の措置を受ける場合又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援（以下「重度障害者等包括支援」という。）の措置を受ける場合 別表第1又は別表第2に定める額
- (2) 前号に規定する場合を除き、支援法第5条第6項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合 別表第3又は別表第4に定め

る額

- (3) 支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）、同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）、同条第4項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）又は同条第15項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の措置を受ける場合 別表第5に定める額

第2条第2項中「通所等被措置者及び入所等被措置者（法第18条第2項に規定する障害者支援施設等への入所の措置を受けている者に限る。）」を「法第18条第1項の規定による措置（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る措置に限る。）に係る被措置者（以下「通所等被措置者」という。）及び同条第2項の規定による措置（同項に規定する障害者支援施設等への入所の措置に限る。）に係る被措置者（以下「入所被措置者」という。）」に、「入所等被措置者が」を「入所被措置者が」に改め、同条第3項中「及び入所等被措置者（法第18条第2項に規定する障害者支援施設等への入所の措置を受けている者に限る。）」を「及び入所被措置者」に、「入所等被措置者が」を「入所被措置者が」に、「入所等被措置者（同項）」を「入所被措置者（法第18条第2項）」に改める。

別表第1から別表第3までを削り、付則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1（第2条関係）

被措置者費用徴収額

対象収入額等による階層区分		徴収額（月額）
		施設入所支援の措置を受け、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援の措置を受ける場合又は重度障害者等包括支援の措置を受ける場合
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）	0円
（1階層を除き対象収入額区分が次の額である者）		
2	270,000円以下	0円
3	270,001円から280,000円まで	1,000円
4	280,001円から300,000円まで	1,800円
5	300,001円から320,000円まで	3,400円
6	320,001円から340,000円まで	4,700円
7	340,001円から360,000円まで	5,800円
8	360,001円から380,000円まで	7,500円

9	380,001円から400,000円まで	9,100円
10	400,001円から420,000円まで	10,800円
11	420,001円から440,000円まで	12,500円
12	440,001円から460,000円まで	14,100円
13	460,001円から480,000円まで	15,800円
14	480,001円から500,000円まで	17,500円
15	500,001円から520,000円まで	19,100円
16	520,001円から540,000円まで	20,800円
17	540,001円から560,000円まで	22,500円
18	560,001円から580,000円まで	24,100円
19	580,001円から600,000円まで	25,800円
20	600,001円から640,000円まで	27,500円
21	640,001円から680,000円まで	30,800円
22	680,001円から720,000円まで	34,100円
23	720,001円から760,000円まで	37,500円
24	760,001円から800,000円まで	39,800円
25	800,001円から840,000円まで	41,800円
26	840,001円から880,000円まで	43,800円
27	880,001円から920,000円まで	45,800円
28	920,001円から960,000円まで	47,800円
29	960,001円から1,000,000円まで	49,800円
30	1,000,001円から1,040,000円まで	51,800円
31	1,040,001円から1,080,000円まで	54,400円
32	1,080,001円から1,120,000円まで	57,100円
33	1,120,001円から1,160,000円まで	59,800円
34	1,160,001円から1,200,000円まで	62,400円
35	1,200,001円から1,260,000円まで	65,100円
36	1,260,001円から1,320,000円まで	69,100円
37	1,320,001円から1,380,000円まで	73,100円
38	1,380,001円から1,440,000円まで	77,100円
39	1,440,001円から1,500,000円まで	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額 - 150万円) × 0.9 ÷ 12 + 81,100円 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

備考

- 1 被措置者から徴収する費用の額は、対象収入額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額とする。
- 2 複数の障害福祉サービス（支援法第5条に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の措置を受けることによりこの表の階層区分に応じた徴収額を超える被措置者から徴収すべき費用の額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた徴収額を上限とする。
- 3 この表において「対象収入額」とは、前年（1月1日から6月30日までの間における徴収額については、前々年）の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第2（第2条関係）

扶養義務者費用徴収額

税額等による階層区分	徴収額(月額)
	施設入所支援の措置を受け、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援の措置を受ける場合又は重度障害

		者等包括支援の措置を受ける場合	
A	被保護者等	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者	2,200円
C2	当該年度分の市町村民税所得割課税の者		3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税年額 15,000円以下	4,500円
D2		15,001円から 40,000円まで	6,700円
D3		40,001円から 70,000円まで	9,300円
D4		70,001円から 183,000円まで	14,500円
D5		183,001円から 403,000円まで	20,600円
D6		403,001円から 703,000円まで	27,100円
D7		703,001円から 1,078,000円まで	34,300円
D8		1,078,001円から 1,632,000円まで	42,500円
D9		1,632,001円から 2,303,000円まで	51,400円
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	61,200円
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	71,900円
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	83,300円
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	95,600円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額

備考

- 1 被措置者の扶養義務者から徴収する費用の額は、税額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、被措置者の扶養義務者の徴収額がその月におけるその被措置者に係る介護給付費等基準額（別表第1の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合には、当該介護給付費等基準額から当該徴収する費用の額を控除した残額とする。）を超える場合には、当該介護給付費等基準額に相当する額を徴収する。
- 3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数の障害福祉サービスに係る措置を受けることによりこの表の階層区分に応じた徴収額を超える被措置者から徴収すべき費用の額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた徴収額を上限とする。
- 4 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者である場合には、この表の階層区分に応じた徴収額から他の制度による費用徴収額を控除した額とする。
- 5 4月1日から6月30日までの間におけるこの表のBの項、C1の項及びC2の項の規定の適用については、これらの項中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 6 1月1日から6月30日までの間におけるこの表のC1の項、C2の項及びD1の項からD14の項までの規定の適用については、これらの項中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。
- 7 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。以下同じ。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 8 この表において「所得税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定その他市長が別に定める方法によって計算された所得税の年額をいう。ただし、所得税の年額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第2号及び第3号に規定する寄附金については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 9 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第3（第2条関係）

被措置者費用徴収額

対象収入額等による階層区分		徴収額（月額）
		療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合
1	被保護者等	0円
（1階層を除き対象収入額区分が次の額である者）		
2	270,000円以下	0円
3	27,0001円から280,000円まで	500円
4	280,001円から300,000円まで	900円
5	300,001円から320,000円まで	1,700円
6	320,001円から340,000円まで	2,300円
7	340,001円から360,000円まで	2,900円
8	360,001円から380,000円まで	3,700円
9	380,001円から400,000円まで	4,500円
10	400,001円から420,000円まで	5,400円
11	420,001円から440,000円まで	6,200円
12	440,001円から460,000円まで	7,000円
13	460,001円から480,000円まで	7,900円
14	480,001円から500,000円まで	8,700円
15	500,001円から520,000円まで	9,500円
16	520,001円から540,000円まで	10,400円
17	540,001円から560,000円まで	11,200円
18	560,001円から580,000円まで	12,000円
19	580,001円から600,000円まで	12,900円
20	600,001円から640,000円まで	13,700円
21	640,001円から680,000円まで	15,400円
22	680,001円から720,000円まで	17,000円
23	720,001円から760,000円まで	18,700円
24	760,001円から800,000円まで	19,900円
25	800,001円から840,000円まで	20,900円
26	840,001円から880,000円まで	21,900円
27	880,001円から920,000円まで	22,900円
28	920,001円から960,000円まで	23,900円
29	960,001円から1,000,000円まで	24,900円
30	1,000,001円から1,040,000円まで	25,900円
31	1,040,001円から1,080,000円まで	27,200円
32	1,080,001円から1,120,000円まで	28,500円
33	1,120,001円から1,160,000円まで	29,900円

34	1,160,001円から1,200,000円まで	31,200円
35	1,200,001円から1,260,000円まで	32,500円
36	1,260,001円から1,320,000円まで	34,500円
37	1,320,001円から1,380,000円まで	36,500円
38	1,380,001円から1,440,000円まで	38,500円
39	1,440,001円から1,500,000円まで	40,500円
40	1,500,001円以上	(対象収入額－150万円)×0.9÷12÷2＋40,500円 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
備考 別表第1の備考第1項及び第3項の規定は、この表を適用する場合について準用する。		

別表第4 (第2条関係)

扶養義務者費用徴収額

税額等による階層区分		徴収額 (月額)	
		療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合	
A	被保護者等	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の者	1,100円
C2	当該年度分の所得税課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	1,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税年額15,000円以下	2,200円
D2		15,001円から40,000円まで	3,300円
D3		40,001円から70,000円まで	4,600円
D4		70,001円から183,000円まで	7,200円
D5		183,001円から403,000円まで	10,300円
D6		403,001円から703,000円まで	13,500円
D7		703,001円から1,078,000円まで	17,100円
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	21,200円
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	25,700円
D10		2,303,001円から3,117,000円まで	30,600円
D11		3,117,001円から4,173,000円まで	35,900円
D12		4,173,001円から5,334,000円まで	41,600円
D13		5,334,001円から6,674,000円まで	47,800円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額
備考 1 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第42条の2によって読み替えられた支援法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は支援法第70条第2項において準用する支援法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。 2 別表第2の備考(第3項を除く。)の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、別表第2の備考第2項の規定中「に係る介護給付費等基準額」とあるのは「に係る介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額」と、「当該介護給付費等基準額」とあるのは「当該介護給付費等基準額及び当該療養介護医療費基準額」と読み替えるものとする。			

別表第5 (第2条関係)

被措置者及び扶養義務者費用徴収額

		徴収額
--	--	-----

税額等による階層区分		上限月額	居宅介護 又は同行 援護30 分当たり	重度訪問 介護30 分当たり	短期入所 1日当 たり	共同生活 援助1月 当たり	
A	被保護者等	0円	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	0円	0円	0円	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者	1,100円	50円	50円	100円	1,100円
C2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税月額 15,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D2		15,001円から40,000円まで	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D3		40,001円から70,000円まで	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D4		70,001円から183,000円まで	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D5		183,001円から403,000円まで	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D6		403,001円から703,000円まで	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D7		703,001円から1,078,000円まで	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D10		2,303,001円から3,117,000円まで	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D11		3,117,001円から4,173,000円まで	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円
D12		4,173,001円から5,334,000円まで	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D13		5,334,001円から6,674,000円まで	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額
備考 1 別表第2の備考（第3項を除く。）の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、別表第2の備考第1項の規定中「被措置者の扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と、同表の備考第2項中「被措置者の扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と、「別表第1の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合には」とあるのは「この表の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合の当該被措置者の扶養義務者から徴収する額は」と読み替えるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、被措置者及びその扶養義務者の1月当たりの徴収額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。							

第2条 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「施設入所支援」という。）の次に「若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立訓練」という。）」を加え、同項第2号中「自立訓練」の次に「、宿泊型自立訓練」を加え、同項第3号中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

別表第1及び別表第2中「施設入所支援」の次に「若しくは宿泊型自立訓練」を加える。

別表第3及び別表第4中「自立訓練」の次に「、宿泊型自立訓練」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「費用の徴収額は、法第15条の4の措置（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第2項、第3項、第5項、第8項又は第9項に規定する障害福祉サービスに係る措置に限る。）」を「法第15条の4又は法第16条第1項第2号の規定による措置」に、「又は支援法」を「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）」に、「にあっては別表第1に、法第15条の4の措置（支援法第5条第7項又は第12項から第15項までに規定する障害福祉サービスに係る措置に限る。）に係る被措置者（以下「通所等被措置者」という。）又は法第16条第1項第2号の措置に係る被措置者（以下「入所被措置者」という。）にあっては別表第2に、通所等被措置者の扶養義務者又は入所被措置者の扶養義務者にあっては別表第3に掲げるそれぞれの階層区分ごとに定める金額」を「から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 支援法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立訓練」という。）の措置を受け、かつ、支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）若しくは同条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）の措置を受ける場合又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援（以下「重度障害者等包括支援」という。）の措置を受ける場合 別表第1又は別表第2に定める額
- (2) 前号に規定する場合を除き、支援法第5条第6項に規定する療養

介護（以下「療養介護」という。））、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合 別表第3又は別表第4に定める額

(3) 支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。））、同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。））、同条第5項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。））、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）又は同条第15項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の措置を受ける場合 別表第5に定める額

第2条第2項中「通所等被措置者及び入所被措置者」を「法第15条の4の規定による措置（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る措置に限る。）に係る被措置者（以下「通所等措置者」という。）及び法第16条第1項第2号の規定による措置（同号に規定する障害者支援施設等への入所の措置に限る。）に係る被措置者（以下「入所被措置者」という。））」に改め、「当該」を削り、同条第3項中「当該」を削る。

別表第1から別表第3までを削り、付則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1（第2条関係）

被措置者費用徴収額

対象収入額等による階層区分		徴収額（月額）
		施設入所支援若しくは宿泊型自立訓練の措置を受け、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援の措置を受ける場合又は重度障害者等包括支援を受ける場合
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）	0円
（1階層を除き対象収入額区分が次の額である者）		
2	270,000円以下	0円
3	270,001円から280,000円まで	1,000円
4	280,001円から300,000円まで	1,800円
5	300,001円から320,000円まで	3,400円
6	320,001円から340,000円まで	4,700円
7	340,001円から360,000円まで	5,800円
8	360,001円から380,000円まで	7,500円
9	380,001円から400,000円まで	9,100円
10	400,001円から420,000円まで	10,800円

11	420,001円から440,000円まで	12,500円
12	440,001円から460,000円まで	14,100円
13	460,001円から480,000円まで	15,800円
14	480,001円から500,000円まで	17,500円
15	500,001円から520,000円まで	19,100円
16	520,001円から540,000円まで	20,800円
17	540,001円から560,000円まで	22,500円
18	560,001円から580,000円まで	24,100円
19	580,001円から600,000円まで	25,800円
20	600,001円から640,000円まで	27,500円
21	640,001円から680,000円まで	30,800円
22	680,001円から720,000円まで	34,100円
23	720,001円から760,000円まで	37,500円
24	760,001円から800,000円まで	39,800円
25	800,001円から840,000円まで	41,800円
26	840,001円から880,000円まで	43,800円
27	880,001円から920,000円まで	45,800円
28	920,001円から960,000円まで	47,800円
29	960,001円から1,000,000円まで	49,800円
30	1,000,001円から1,040,000円まで	51,800円
31	1,040,001円から1,080,000円まで	54,400円
32	1,080,001円から1,120,000円まで	57,100円
33	1,120,001円から1,160,000円まで	59,800円
34	1,160,001円から1,200,000円まで	62,400円
35	1,200,001円から1,260,000円まで	65,100円
36	1,260,001円から1,320,000円まで	69,100円
37	1,320,001円から1,380,000円まで	73,100円
38	1,380,001円から1,440,000円まで	77,100円
39	1,440,001円から1,500,000円まで	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額 - 150万円) × 0.9 ÷ 12 + 81,100円 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
備考		
1 被措置者から徴収する費用の額は、対象収入額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額とする。		
2 複数の障害福祉サービス（支援法第5条に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の措置を受けることによりこの表の階層区分に応じた徴収額を超える被措置者から徴収すべき費用の額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた徴収額を上限とする。		
3 この表において「対象収入額」とは、前年（1月1日から6月30日までの間における徴収額については、前々年）の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。		

別表第2（第2条関係）

扶養義務者費用徴収額

		徴収額(月額)
		施設入所支援若しくは宿泊型自立訓練の措置を受け、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援の措置を受ける場合又は重度障害者等包括支援を受ける場合
税額等による階層区分		
A	被保護者等	0円

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者	2,200円
C2	当該年度分の市町村民税所得割課税の者		3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税年額 15,000円以下	4,500円
D2		15,001円から 40,000円まで	6,700円
D3		40,001円から 70,000円まで	9,300円
D4		70,001円から 183,000円まで	14,500円
D5		183,001円から 403,000円まで	20,600円
D6		403,001円から 703,000円まで	27,100円
D7		703,001円から 1,078,000円まで	34,300円
D8		1,078,001円から 1,632,000円まで	42,500円
D9		1,632,001円から 2,303,000円まで	51,400円
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	61,200円
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	71,900円
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	83,300円
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	95,600円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額

備考

- 被措置者の扶養義務者から徴収する費用の額は、税額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額とする。
- 前項の規定にかかわらず、被措置者の扶養義務者の徴収額がその月におけるその被措置者に係る介護給付費等基準額（別表第1の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合には、当該介護給付費等基準額から当該徴収する費用の額を控除した残額とする。）を超える場合には、当該介護給付費等基準額に相当する額を徴収する。
- 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数の障害福祉サービスに係る措置を受けることによりこの表の階層区分に応じた徴収額を超える被措置者から徴収すべき費用の額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた徴収額を上限とする。
- 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者である場合には、この表の階層区分に応じた徴収額から他の制度による費用徴収額を控除した額とする。
- 4月1日から6月30日までの間におけるこの表のBの項、C1の項及びC2の項の規定の適用については、これらの項中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 1月1日から6月30日までの間におけるこの表のC1の項、C2の項及びD1の項からD14の項までの規定の適用については、これらの項中「前年分」とあるのは、「前々年分」とする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。以下同じ。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表において「所得税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定その他市長が別に定める方法によって計算された所得税の年額をいう。ただし、所得税の年額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第1項（同条第2項第2号及び第3号に規定する寄附金については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条

第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
 9 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第3（第2条関係）

被措置者費用徴収額

対象収入額等による階層区分		徴収額（月額）
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合
1	被保護者等	0円
（1階層を除き対象収入額区分が次の額である者）		
2	270,000円以下	0円
3	27,0001円から280,000円まで	500円
4	280,001円から300,000円まで	900円
5	300,001円から320,000円まで	1,700円
6	320,001円から340,000円まで	2,300円
7	340,001円から360,000円まで	2,900円
8	360,001円から380,000円まで	3,700円
9	380,001円から400,000円まで	4,500円
10	400,001円から420,000円まで	5,400円
11	420,001円から440,000円まで	6,200円
12	440,001円から460,000円まで	7,000円
13	460,001円から480,000円まで	7,900円
14	480,001円から500,000円まで	8,700円
15	500,001円から520,000円まで	9,500円
16	520,001円から540,000円まで	10,400円
17	540,001円から560,000円まで	11,200円
18	560,001円から580,000円まで	12,000円
19	580,001円から600,000円まで	12,900円
20	600,001円から640,000円まで	13,700円
21	640,001円から680,000円まで	15,400円
22	680,001円から720,000円まで	17,000円
23	720,001円から760,000円まで	18,700円
24	760,001円から800,000円まで	19,900円
25	800,001円から840,000円まで	20,900円
26	840,001円から880,000円まで	21,900円
27	880,001円から920,000円まで	22,900円
28	920,001円から960,000円まで	23,900円
29	960,001円から1,000,000円まで	24,900円
30	1,000,001円から1,040,000円まで	25,900円
31	1,040,001円から1,080,000円まで	27,200円
32	1,080,001円から1,120,000円まで	28,500円
33	1,120,001円から1,160,000円まで	29,900円
34	1,160,001円から1,200,000円まで	31,200円
35	1,200,001円から1,260,000円まで	32,500円
36	1,260,001円から1,320,000円まで	34,500円

37	1,320,001円から1,380,000円まで	36,500円
38	1,380,001円から1,440,000円まで	38,500円
39	1,440,001円から1,500,000円まで	40,500円
40	1,500,001円以上	(対象収入額－150万円)×0.9÷12÷2＋40,500円 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
備考 別表第1の備考第1項及び第3項の規定は、この表を適用する場合について準用する。		

別表第4 (第2条関係)

扶養義務者費用徴収額

税額等による階層区分		徴収額(月額)	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の措置を受ける場合	
A	被保護者等		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者		0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の者	1,100円
C2	所得税課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	1,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税年額15,000円以下	2,200円
D2		15,001円から40,000円まで	3,300円
D3		40,001円から70,000円まで	4,600円
D4		70,001円から183,000円まで	7,200円
D5		183,001円から403,000円まで	10,300円
D6		403,001円から703,000円まで	13,500円
D7		703,001円から1,078,000円まで	17,100円
D8		1,078,001円から1,632,000円まで	21,200円
D9		1,632,001円から2,303,000円まで	25,700円
D10		2,303,001円から3,117,000円まで	30,600円
D11		3,117,001円から4,173,000円まで	35,900円
D12		4,173,001円から5,334,000円まで	41,600円
D13		5,334,001円から6,674,000円まで	47,800円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額
備考 1 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第42条の2によって読み替えられた支援法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は支援法第70条第2項において準用する支援法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。 2 別表第2の備考(第3項を除く。)の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、別表第2の備考第2項の規定中「に係る介護給付費等基準額」とあるのは「に係る介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額」と、「当該介護給付費等基準額」とあるのは「当該介護給付費等基準額及び当該療養介護医療費基準額」と読み替えるものとする。			

別表第5 (第2条関係)

被措置者及び扶養義務者費用徴収額

税額等による階層区分	上限月額	徴収額			
		居宅介護又は行動援護30分	重度訪問介護30分当たり	短期入所1日当たり	共同生活援助1月当たり

			分当たり				
A	被保護者等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）の者	1,100円	50円	50円	100円	1,100円
C2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者	所得税年額 15,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D2		15,001円から 40,000円まで	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D3		40,001円から 70,000円まで	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D4		70,001円から 183,000円まで	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D5		183,001円から 403,000円まで	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D6		403,001円から 703,000円まで	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D7		703,001円から 1,078,000円まで	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D8		1,078,001円から 1,632,000円まで	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D9		1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
D14		6,674,001円以上	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額	その月における被措置者に係る介護給付費等基準額
備考							
1 行動援護について、所要時間が7時間30分以上の場合の徴収額は、税額等による階層区分に応じ、徴収額の欄に掲げる額に1.6を乗じて得た額とする。							
2 別表第2の備考（第3項を除く。）の規定は、この表を適用する場合について準用する。この場合において、別表第2の備考第1項の規定中「被措置者の扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と、同表の備考第2項中「被措置者の扶養義務者」とあるのは「被措置者及びその扶養義務者」と、「別表第1の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合には」とあるのは「この表の規定により当該被措置者から費用を徴収する場合の当該被措置者の扶養義務者から徴収する額は」と読み替えるものとする。							
3 前2項の規定にかかわらず、被措置者及びその扶養義務者の1月当たりの徴収額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。							

第2条 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第23条第3項各号」を「第23条各号」に改める。

別表第1の3の項中「9, 600」を「5, 600」に改め、同表の4の項中「11, 300」を「7, 300」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成30年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

別表第1の徴収額（月額）の欄中「、自立援助ホーム及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム」に改め、同表のC₁及びC₂の項中「B階層を除く前年分の所得税非課税世帯」を「D階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯」に改め、同表の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考第1項とし、同表の備考第3項を同表の備考第2項とし、同表の備考第4項を同表の備考第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収額は0円とする。

別表第1の備考第9項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表の備考第10項中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第25項」に、「第12条並びに」を「第12条、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同表の注書中「、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設」を「、指定発達支援医療機関（入所に限る。）、児童自立支援施設（通所部を除く。）、児童心理治療施設（通所部を除く。）」に改める。

別表第3の備考第3項を次のように改める。

3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数の障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスをいう。）に係る措置を受けることにより、この表の階層区分に応じた徴収額を超える被措置者の措置に要する費用が発生

する場合には、この表の階層区分に応じた徴収額を上限とする。

別表第3の備考第5項を同表の備考第7項とし、同表の備考第4項の次に次の2項を加える。

- 5 C₁及びC₂並びにD₁からD_{1.4}までの税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする（次項に該当する場合を除く。）。

第1欄	第2欄
障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	徴収額の欄に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	徴収額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

- 6 C₂及びD₁からD_{1.4}までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるも

のにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収額とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	徴収額の欄に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	徴収額の欄に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）	徴収額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	徴収額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

第1号様式中「及び第3項」を削る。

第2条 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第3項第2号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市告示第106-3号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

北九州市長 北橋健治

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の小倉の項中

「

高浜1号物揚場 荷さばき地	小倉北区末広二丁目	3, 231. 31	2級
------------------	-----------	------------	----

を

「

高浜1号物揚場 荷さばき地	小倉北区末広二丁目	3, 177. 71	2級
------------------	-----------	------------	----

に

改める。

9 船舶役務用施設の船舶給水施設の表の小倉の項中

「

末広岸壁給水施設	小倉北区末広一丁目	153. 18	3
砂津西部1・2号 岸壁給水施設	小倉北区浅野三丁目	307. 50	5
浅野2号岸壁給水 施設	小倉北区浅野三丁目	53. 87	2

を

「

浅野2号岸壁給水 施設	小倉北区浅野三丁目	53. 87	2
----------------	-----------	--------	---

に

改める。

1 4 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

高浜倉庫敷	小倉北区末広二丁目	1, 487.61	を
高浜1号倉庫敷	小倉北区末広二丁目	1, 487.61	に、
高浜2号倉庫敷	小倉北区末広二丁目	53.60	
日明19号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 472.33	を
日明23号倉庫敷	小倉北区西港町	3, 350.41	
日明19号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 472.33	に

改める。

北九州市公告第206号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（北）護岸工事（29-4）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	基礎工 13, 280立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年12月31日まで
	予定価格	3億1,804万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成30年4月2日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>（1） この公告の日から平成30年4月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 平成30年4月10日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>（1） 平成30年4月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 平成30年4月23日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成30年5月15日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第207号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（北）護岸工事（29-3）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	基礎工 11, 510立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年12月31日まで
	予定価格	2億8,903万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成30年4月2日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>（1） この公告の日から平成30年4月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 平成30年4月10日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>（1） 平成30年4月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 平成30年4月23日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成30年5月15日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第208号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月4日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（北）護岸工事（29-2）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	基礎工 11, 510立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年12月31日まで
	予定価格	2億7,643万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成30年4月2日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>（1） この公告の日から平成30年4月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 平成30年4月10日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>（1） 平成30年4月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 平成30年4月23日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成30年5月15日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第209号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（西）護岸工事（29）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	基礎工 6,624立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年12月31日まで
	予定価格	2億5,779万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成30年4月2日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>（1） この公告の日から平成30年4月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 平成30年4月10日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>（1） 平成30年4月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 平成30年4月23日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成30年5月15日 午前9時30分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第210号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（西）護岸工事（29-2）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	基礎工 8,863立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年12月31日まで
	予定価格	2億5,255万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成30年4月2日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>（1） この公告の日から平成30年4月9日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>（2） 平成30年4月10日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>（1） 平成30年4月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで</p> <p>（2） 平成30年4月23日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成30年5月15日 午前9時40分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第2(」の次に「総合保健福祉センター担当部長を除き、」を、「保健所担当部長」の次に「並びに介護サービス担当課長及び業務担当課長」を、「除き」の次に「、市民センター整備担当課長及びスポーツ施設担当課長にあつては別表第2の1の表及び別表第2の2の表を除き」を加える。

別表第1の部長の欄中「大規模大会誘致推進室長」を「国際スポーツ大会推進室長」に、「公営企業設置準備室長」を「エネルギー産業拠点化推進室長」に、「公営企業設置準備室長」を「まちづくり推進室長」に改め、同表の課長の欄中「大規模大会誘致推進室次長」を「市民センター整備担当課長」に改め、同表の課長の欄中「大規模大会誘致推進室次長」を「国際スポーツ施設担当課長」に改め、「臨時福祉給付金室長」を「認知症支援・介護予防センター所長」に改め、「公営企業設置準備室次長」を削り、「空き家対策推進室長」を「空き家活用推進室長」に、「消防航空隊長」を「消防航空隊長」に改める。

「国際スポーツ大会推進室長」を「総合保健福祉センター整備担当課長」に改め、同表の課長の欄中「大規模大会誘致推進室次長」を「国際スポーツ施設担当課長」に改め、「臨時福祉給付金室長」を「認知症支援・介護予防センター所長」に改め、「公営企業設置準備室次長」を削り、「空き家対策推進室長」を「空き家活用推進室長」に、「消防航空隊長」を「消防航空隊長」に改める。

「市民センター整備担当課長」に改め、同表の課長の欄中「大規模大会誘致推進室次長」を「国際スポーツ施設担当課長」に改め、「臨時福祉給付金室長」を「認知症支援・介護予防センター所長」に改め、「公営企業設置準備室次長」を削り、「空き家対策推進室長」を「空き家活用推進室長」に、「消防航空隊長」を「消防航空隊長」に改める。

精神保健福祉センター所長
認知症支援・介護予防センター所長
難病相談支援センター所長
介護サービス担当課長

を削り、「空き家対策推進室長」を「空き家活用推進室長」に、「消防航空隊長」を「消防航空隊長」に改める。

「消防航空隊長」に改める。

別表第2の1の表の課長専決事項の欄第9号中「200万円」を「250万円」に改め、「(変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。)」

を削る。

別表第2の4の表の契約担当課の課長の項第2号中「200万円」を「250万円」に改め、「（変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。）」を削る。

別表第3の2の表の広報課長の項の次に次のように加える。

広聴課長	(1) 広聴刊行物の発行 (2) 市政モニター
------	----------------------------

別表第3の6の表の広聴課長の項を削る。

別表第3の7の表の局長の項に次の4号を加える。

(90) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による指定医療機関の指定の取消し等及び勧告、命令等

(91) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による不正利得の徴収

(92) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定難病患者等に対する命令等

(93) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）の規定による指定医の指定の取消し

別表第3の7の表の総務部長の項の次に次のように加える。

総合保健福祉センター担当部長	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による支給認定の取消し (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定及び指定の更新 (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の公示 (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の審査及び支払 (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定による指定医の指定及び指定の更新 (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定による指定医の公表
----------------	--

別表第3の7の表の障害福祉部長の項に次の4号を加える。

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第

54条第1項の規定による自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給認定

(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付等

(11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の管理者に対する退院命令、報告徴収、改善命令等

(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による医療保護入院に係る同意等

別表第3の7の表の健康医療部長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表の保健所担当部長の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第56号までを4号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター所長	<p>(1) 1件100万円以下の薬品の購入の契約及び検収</p> <p>(2) 1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収</p>
難病相談支援センター所長	<p>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による支給認定及び支給認定の変更</p>

別表第3の7の表の介護保険課長の項第2号から第4号までを削り、同項の次に次のように加える。

介護サービス担当課長	<p>(1) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）の指定の更新</p> <p>(2) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（公募に係るものを除く。）</p> <p>(3) 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新</p>
------------	---

別表第3の10の表の事業部長の項を削る。

別表第3の12の表の指導部長の項中「指導部長」を「計画部長」に改め、同項第8号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第9号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同表の整備部長の項中「整備部長」を「まちづくり推進部長」に改め、同表の宅地指導課長の項中「宅地指導課長」を「開発指導課長」に改める。

別表第3の13の表の港営課長の項中「港営課長」の次に「及び業務担当課長」を加える。

別表第3の14の表の予防部長の項中第57号を第101号とし、第48号から第56号までを44号ずつ繰り下げ、第47号の次に次の44号を加える。

- (48) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定による製造の許可
- (49) 高圧ガス保安法第9条の規定による製造の許可の取消し
- (50) 高圧ガス保安法第11条第3項の規定による製造のための施設又は製造の方法の技術上の基準適合の命令
- (51) 高圧ガス保安法第12条第3項の規定による製造のための施設又は製造の方法の技術上の基準適合の命令
- (52) 高圧ガス保安法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可
- (53) 高圧ガス保安法第15条第2項の規定による貯蔵の技術上の基準適合の命令
- (54) 高圧ガス保安法第16条第1項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可
- (55) 高圧ガス保安法第18条第3項の規定による第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の技術上の基準適合の命令
- (56) 高圧ガス保安法第19条第1項の規定による第一種貯蔵所の変更の許可
- (57) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定による製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事の完成検査
- (58) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定による製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
- (59) 高圧ガス保安法第20条の5第2項の規定による販売業者等への勧告
- (60) 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定による販売業者等の

公表

- (61) 高圧ガス保安法第20条の6第2項の規定による販売の方法の技術上の基準適合の命令
- (62) 高圧ガス保安法第22条第1項の規定による高圧ガス及びその容器の輸入検査
- (63) 高圧ガス保安法第22条第3項の規定による輸入された高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置の命令
- (64) 高圧ガス保安法第24条の3第3項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設又は消費の方法の技術上の基準適合の命令
- (65) 高圧ガス保安法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (66) 高圧ガス保安法第26条第4項の規定による危害予防規程の遵守の命令又は勧告
- (67) 高圧ガス保安法第27条第2項の規定による保安教育計画の変更の命令
- (68) 高圧ガス保安法第27条第5項の規定による保安教育計画の実行等の勧告
- (69) 高圧ガス保安法第34条の規定による保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任の命令
- (70) 高圧ガス保安法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査
- (71) 高圧ガス保安法第38条第1項の規定による製造若しくは貯蔵所の設置の許可の取消し又は製造若しくは貯蔵の停止の命令
- (72) 高圧ガス保安法第38条第2項の規定による製造等の停止の命令
- (73) 高圧ガス保安法第39条の規定による緊急措置の命令
- (74) 高圧ガス保安法第41条第2項の規定による容器製造の方法の技術上の基準適合の命令
- (75) 高圧ガス保安法第44条第1項の規定による容器の検査
- (76) 高圧ガス保安法第48条第5項の規定による容器への充填の許可
- (77) 高圧ガス保安法第49条第1項の規定による容器の再検査
- (78) 高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定による附属品の検査
- (79) 高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定による附属品の再検査

- (8 0) 高圧ガス保安法第 4 9 条の 3 0 の規定による災害の拡大防止措置の命令
- (8 1) 高圧ガス保安法第 4 9 条の 3 5 の規定による災害の拡大防止措置の命令
- (8 2) 高圧ガス保安法第 5 0 条第 3 項の規定による容器検査所の登録又はその更新
- (8 3) 高圧ガス保安法第 5 0 条第 4 項の規定による容器又は附属品の種類の制限
- (8 4) 高圧ガス保安法第 5 2 条第 4 項の規定による検査主任者の解任の命令
- (8 5) 高圧ガス保安法第 5 3 条の規定による容器検査所の登録の取消し又は一定期間の再検査停止の命令
- (8 6) 高圧ガス保安法第 5 4 条第 2 項の規定による容器の規格適合の確認
- (8 7) 高圧ガス保安法第 5 6 条第 1 項の規定による検査不合格容器のくず化等の命令
- (8 8) 高圧ガス保安法第 5 6 条第 4 項の規定による検査不合格附属品のくず化等の命令
- (8 9) 高圧ガス保安法第 6 1 条第 1 項の規定による第一種製造者等の業務についての報告の徴収
- (9 0) 高圧ガス保安法第 6 2 条第 1 項の規定による立入検査等
- (9 1) 高圧ガス保安法第 6 3 条第 2 項の規定による災害発生時の報告の命令

別表第 3 の 1 4 の表の規制課長の項中第 1 4 号を第 2 0 号とし、第 1 3 号を第 1 9 号とし、第 1 2 号を第 1 8 号とし、第 1 1 号の次に次の 6 号を加える。

- (1 2) 高圧ガス保安法第 5 6 条の 4 第 3 項の規定による経済産業大臣への特定設備検査合格証の再交付の申請
- (1 3) 高圧ガス保安法第 5 6 条の 6 の 1 4 第 4 項の規定による経済産業大臣への特定設備基準適合証の再交付の申請
- (1 4) 高圧ガス保安法第 5 6 条の 8 第 3 項の規定による経済産業大臣への指定設備認定証の再交付の申請
- (1 5) 高圧ガス保安法第 6 4 条の規定による災害発生後の現状の変更禁止の指示
- (1 6) 高圧ガス保安法第 7 4 条第 1 項の規定による公安委員会等への

通報

(17) 高圧ガス保安法第74条第4項の規定による経済産業大臣への報告

別表第3の15の表の小学校、中学校及び特別支援学校の校長並びに幼稚園の園長の項第1号を次のように改める。

(1) 1件20万円以下の報償費の執行

別表第3の15の表の小学校、中学校及び特別支援学校の校長並びに幼稚園の園長の項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員以外の者の公務の遂行を補助するための旅行に係る旅費の執行

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「保健福祉・相談担当課長」の次に「及び保健福祉・相談担当主幹」を加える。

第3条中「（保健福祉・相談担当課長にあつては、別表第1を除く。）」を削る。

別表第1の1の表の課長専決事項の欄第9号中「200万円」を「250万円」に改め、「（変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。）」を削る。

別表第2の保健福祉担当部長の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 北九州市重度障害者医療費支給要綱（昭和49年北九州市告示第231号）の規定による不正利得の返還

別表第2の保健福祉担当部長の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同項第15号中「療育手帳」の次に「の返還命令」を加え、同号を同項第13号とし、同項第16号中「第15条第4項に規定する」を「の規定による」に、「交付」を「返還命令」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号を削り、第20号を第16号とし、第21号を第17号とし、第22号及び第23号を削り、同項第24号中「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支出、戻入、返還、徴収等」を「不正利得の徴収及び支給の制限」に改め、同号を同項第18号とし、同項第25号を削り、同項第26号中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を加

え、同号を同項第19号とし、同項第27号を削り、同表のまちづくり整備課長の項第25号中「200万円」を「250万円」に改め、「(変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。)」を削り、同表の保健福祉・相談担当課長の項中「保健福祉・相談担当課長」の次に「及び保健福祉・相談担当主幹」を加え、同項に次の11号を加える。

- (5) 重度障害者医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録
- (6) 重度障害者医療費受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入(不正利得の返還を除く。)
- (7) 療育手帳の交付
- (8) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付
- (9) 身体障害者福祉法の規定による措置費の徴収
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による扶助費の支出(補装具費の支出及び日常生活上の便宜を図るための用具の給付等に係る支出に限る。)
- (11) 知的障害者福祉法の規定による措置費の徴収
- (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条に規定する事務
- (13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支出、戻入、返還、徴収等(不正利得の徴収及び支給の制限を除く。)
- (14) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当の支出、戻入、返還、徴収等
- (15) 老人福祉法の規定による措置費の徴収

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「課長、」を「課長(税込強化担当課長を含む。)、」に改める。

第3条中「別表第1」の次に「(税込強化担当課長にあつては、別表第1の2の表を除く。)」を加える。

別表第1中「第2条、」を削る。

別表第1の1の表の課長専決事項の欄第5号中「200万円」を「250万円」に改め、「(変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。)」を削る。

別表第1の3の表中

(19)	補填金の執行	～200	200～	50～	を
(20)	償還金の執行			〔競輪事務所長〕 〔競艇事務所長〕 全額	

(19)	補填金の執行	～200	200～	50～	に
------	--------	------	------	-----	---

改め、同表中第21号を第20号とし、第22号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の4の表の契約担当課の課長の項中「200万円」を「250万円」に改め、「(変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。)」を削る。

別表第2の1の表の次長の項中「次長」を「副所長」に改める。

別表第2の2の表の納税課長の項中「納税課長」の次に「及び税込強化担当課長」を加える。

別表第2の11の表を削り、別表第2の12の表を別表第2の11の表とし、別表第2の13の表から別表第2の20の表までを1表ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第1号

平成30年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

平成30年4月1日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 花 田 慶 一 郎

住所 北九州市小倉北区赤坂二丁目18番33-302号

氏名 花 田 慶 一 郎

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第2号

北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。
。

平成30年4月1日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 花 田 慶 一 郎

住所 北九州市小倉北区足立一丁目11番14号

氏名 三 栗 谷 進

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第1号

平成30年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

平成30年4月1日

北九州市小倉南区選挙管理委員会
委員長 齊藤敏尋

住所 北九州市小倉南区朽網東一丁目15番15号

氏名 齊藤敏尋

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第2号

北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。
。

平成30年4月1日

北九州市小倉南区選挙管理委員会
委員長 齊藤敏尋

住所 北九州市小倉南区津田新町四丁目10番8号

氏名 米澤香一郎

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第1号

平成30年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

平成30年4月1日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

住所 北九州市八幡東区荒手二丁目5番3号

氏名 黒野まゆみ

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した
。

平成30年4月1日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

住所 北九州市八幡東区山王三丁目5番20号

氏名 清田秀雄

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第1号

平成30年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

平成30年4月1日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 井 関 貢

住所 北九州市八幡西区東川頭町7番12号

氏名 井 関 貢

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した
。

平成30年4月1日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 井 関 貢

住所 北九州市八幡西区浅川学園台三丁目12番6号

氏名 安 部 桂 子